

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現 状

【西会津町の概要】

西会津町の人口は R5.7.1 現在で 5,610 人、福島県の西北部、耶麻郡にあり、周囲は東に喜多方市及び会津坂下町、南に柳津町、金山町、北及び西は新潟県阿賀町と接し、会津の西の玄関口であり、「会津の霊地」信仰の里として古い歴史と美しい自然に恵まれている。

東西 17.55 km、南北 34.50 km、面積 298.18 平方 km を有しているが、その約 86% は山林となっており、西に越後山脈、北には磐梯朝日国立公園、万年雪を戴く飯豊連峰が間近に望み、中央に阿賀川が 13 の支流を集めて西に流れて日本海に注ぎ、これに並行して、磐越自動車道、国道 49 号線と磐越西線が横断している。

気候は、日本海型に属し、夏は高温多湿であるが、高温期間が比較的短く、冬季間は平均降雪期間が 128 日で、平均最深積雪量が 142cm と降雪量が多い地域である。

また当町は、平成 9 年に福島県内初のケーブルテレビを開局、平成 15 年からケーブルテレビインターネットサービスを開始、ICT の町づくりに取り組み、教育、保健、医療、福祉分野等において、デジタル技術を活用した地域の課題解決に取り組んでおり、近年頻発する自然災害等に対し、ICT の活用による防災・減災への対応を進めている。



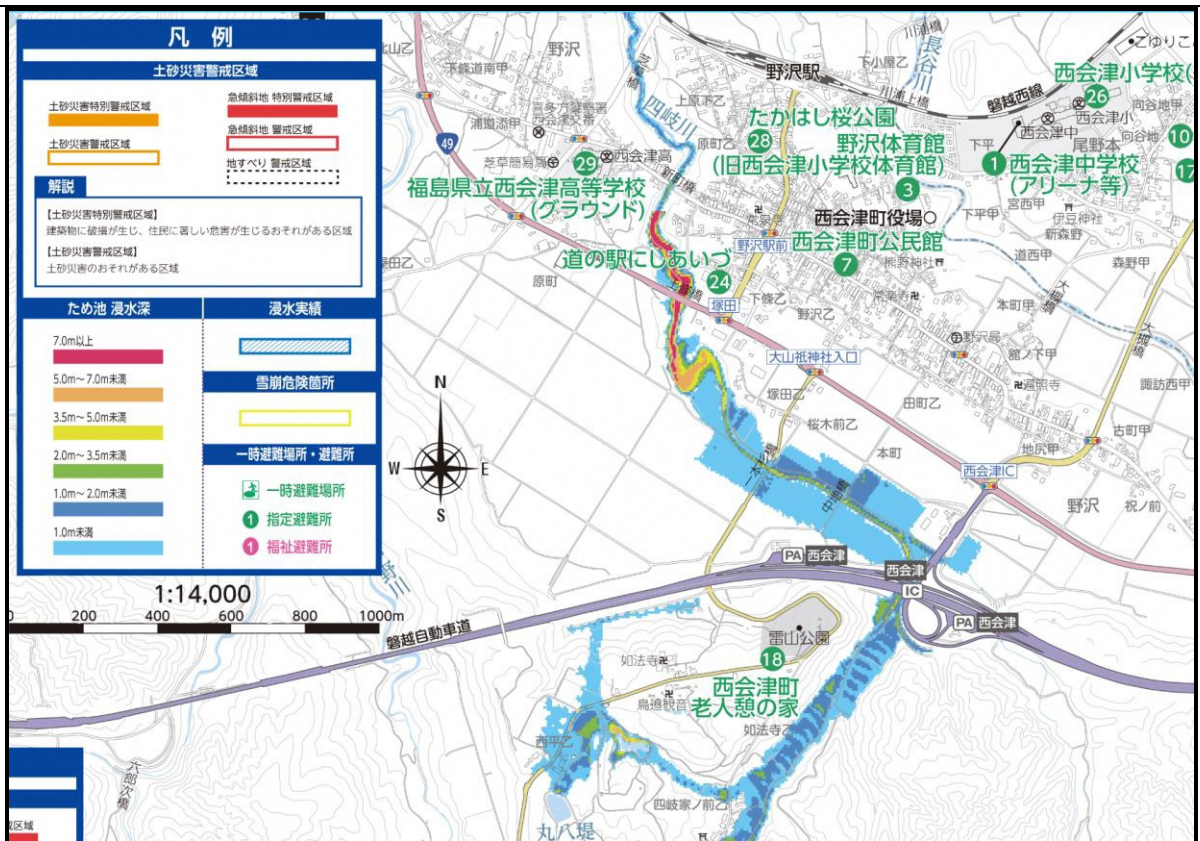
(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、当会が立地する野沢地区において、最大で 7 m 以上の浸水被害が予想されている。野沢地区は西会津町の中心市街地であり、多くの小売・サービス業が立地している。また、その他各地区に点在する「堤」の決壊により、その下流において 1 m 未満の浸水被害が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

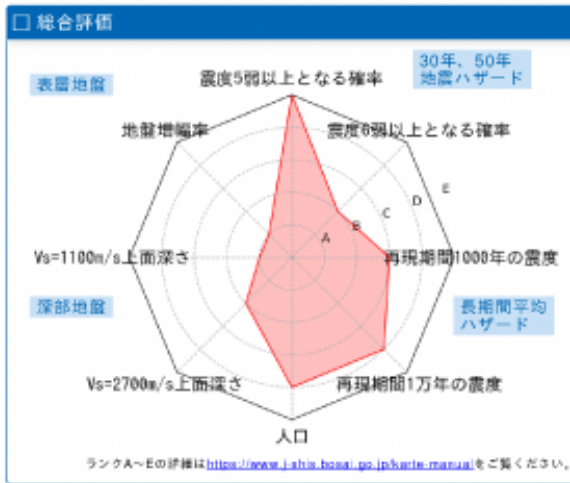
当町のハザードマップによると、奥川地区の中ノ沢・松峯において広範囲にわたり土砂災害特別警戒区域に指定されている。また、山間部に集落が形成されていることから、住宅近くの急傾斜地が特別警戒区域に指定されている箇所も複数存在する。



(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で0.7%と低い確率での発生が予想されているが、震度5弱以上でみると40.2%と大幅に増加する。

メッシュコード	中心緯度、経度	住所	標高	メッシュ内人口
5639350123	37.5865N, 139.6453E	福島県耶麻郡西会津町野沢 付近	161m	100~150人



30年、50年地震ハザード

超過確率の値[%]	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強
今後30年間にある震度以上の揺れに見舞われる確率の値です。	40.2	7.0	0.7	0.1
震度の値	3%	5強(5.1)	6%	5強(5.0)
今後30年または50年間にある値以上の確率で見舞われる震度の値です。	2%	5強(5.3)	5%	5強(5.1)
10%	5強(5.0)	39%	5弱(4.6)	
3%	26.8	6%	22.3	
2%	33.5	5%	26.7	
10%	22.1	39%	13.8	

地表面の最大速度の値[cm/s]

今後30年または50年間にある値以上の確率で見舞われる地表面の最大速度の値です。

(感染症)

町の概要に記載のとおり、当町は会津の西の玄関口、越後街道の宿場町として栄えた歴史があり、現在では会津における物流や霊地観光等の起点となっている。そのため、全国的に感染症が蔓延すると、県内でも早い段階において町内で蔓延する恐れもあり、多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(その他)

当町は全国有数の豪雪地帯であり、雪による交通網の寸断や電気等のライフラインの寸断、屋根からの雪崩による事故等、毎年雪害が発生している。特に、平成 22 年 12 月の豪雪の際には、国道 49 号線 藤峠（西会津町～会津坂下町）の区間長 12 km で約 300 台の車が 26 時間立ち往生するという災害も発生していることから、豪雪災害にも警戒する必要がある。

(2) 商工業者の状況（令和 5 年度商工会実態調査）

- ◆ 地区内商工業者数 294 事業所
- ◆ 小規模事業者数 283 事業所
- ◆ 会員数 218 事業所

業種	商工業者	小規模事業者数	会員数	備考（事業所の立地状況等）
建設業	74	74	61	全業種とも、市街地を中心に、町内各地に点在している。
製造業	38	32	29	
卸・小売業	82	79	71	
サービス業	88	86	50	
その他	12	12	7	
計	294	283	218	

(3) これまでの取組

1. 西会津町の取組み

①西会津町地域防災計画の策定

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、西会津町地域防災計画を策定しており、社会構造の変化や平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災や同年 7 月の新潟・福島豪雨の経験を踏まえ、令和 3 年 3 月に一部修正を行っている。

町では、町内における各種災害に対処するため、地域防災計画に基づき、国・県をはじめとする防災関係機関と相互に緊密な連携を図りつつ、災害予防、災害応急対策及び災害復旧へと繋げ、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災訓練等を通して有事への対応力強化を図っている。

②防災備品及び食料物資の備蓄

西会津町地域防災計画に基づき、災害発生直後から物資の流通が確保されるまでの備蓄として、非常食料（アルファ米、レトルト食品、飲料水）や生活物資（寝具、衣料品、衛生用品、炊事器具、簡易トイレ等）を備蓄しているほか、各防災関係機関及び地元業者等との物資供給に係る協定を締結し、ライフラインの確保に加え、非常時における安定的な物資の調達及び供給に向けて取り組んでいる。

③防災に関する情報提供

防災に関する情報については、町広報誌「広報にしあいづ」や町ホームページ、町ケーブルテレビ、防災情報アプリ、SNS 等で周知しており、緊急情報については、防災行政無線（ケーブルテレビと連動）によりタイムリーな情報提供を行っている。更に、西会津町防災マップを作成し、全世帯に配布して危険個所及び避難所の場所のほか、万が一の時の備え等について情報提供を行っている。また、町内2か所に気象観測機器を設置し、アプリから雨量、風速等の情報をリアルタイムで提供している。

④災害時における通信インフラの整備

避難所機能の強化を図るために、避難拠点となる公共施設に Wi-Fi 環境を整備して、災害時の通信手段の確保を図っている。

2. 西会津町商工会の取組み

①災害発生時の会員被災状況等の情報収集

自然災害等が発生した場合は、巡回訪問、現地調査、電話確認等による情報収集を実施し、必要に応じて福島県、西会津町、福島県商工会連合会に、被災状況報告や情報の提供を行っている。

②事業継続計画策定に関する施策周知

企業支援を行う際、事業継続力強化計画に関する施策の周知と、策定の必要性等の説明を行い、文書等により情報の伝達を行っている。

③災害等のリスクに備えた各種共済への加入推進

自然災害等による財産の損失をはじめとする、経営や休業補償、賠償責任に至るまで様々なリスクに備えるため、商工会が取り扱う共済・保険制度の紹介と加入勧奨を行っている。

④防災訓練への参加協力

当西会津町商工会は、事務所を「道の駅にしあいづ」に置いているが、この施設は町民の指定避難所となっており、ここで開催される防災訓練への参加・協力を行っている。

II. 課題

内部環境では、災害等のリスクに備えた「危機管理マニュアル」を整備・策定したが、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分ではない。また事業継続計画策定支援を行う職員のスキルが不十分な分野もあり、損害保険会社等の専門知識を持つ機関との連携を図る必要がある。

地区内小規模事業者においては、策定する事業継続計画が災害発生後の計画となる事から、企業の喫緊の課題と比べ優先順位が低くなりがちである。今後、災害復旧のためのグループ補助金等の必須申請要件となる等、地震、豪雨等の自然災害が頻発している現状を鑑みて、万が一の災害に備え、多くの事業者に対し早急の事業継続計画策定を推進する必要がある。

感染症対策においては、当町は越後街道における会津西の玄関口として、観光や物流の拠点でもある事から、感染症の入り口となる可能性も否定できず、従業員が感染症発症時のルールづくり、衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性の周知が急務である。

Ⅲ. 目 標

地区内小規模事業者には災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知し、特に事業継続力強化計画の策定支援と、リスクファイナンス対策となる保険の加入を推進する。

西会津町商工会と西会津町の間で、発災時における被害状況の共有ルートと、危機発生時の円滑な協力体制を構築する。

発災後、速やかな復旧・復興支援策が行えるよう、また感染症発生時には速やかに拡大防止措置が図れるよう、組織内における体制、及び関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福島県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

- (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）
- (2) 事業継続力強化支援事業の内容
西会津町商工会と西会津町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険制度の概要紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業BCP（即時に取り組み可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者に対し、マスクや消毒液等の衛生品の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等の情報を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和5年12月13日策定（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社と連携し、専門家派遣による商工会職員向け及び、小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや、“商工会のビジネス総合保険”をはじめとする、有益な各種損害保険の紹介を実施する。また関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼や、セミナー等の共催も検討する。

4) フォローアップ

- ・巡回及び窓口指導において、事業者BCPの取組状況について調査し、基幹システムへの登録等、取り組み状況の見える化を行い、策定済企業へは、計画の内容を精査し、必要に応じて見直しや更新等のフォローアップ支援を実施する。

5) 当該計画に係る訓練等の実施

- ・本計画策定後は、大規模災害の発災を仮定し、西会津町との被害情報共有ルートの確認を行う。(避難訓練は毎年12月に実施している。)

<2. 発災後の対策>

自然災害等の発災時には、人命救助を第一とし、そのうえで、下記手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否確認を行う。確認方法は、携帯電話若しくはSNS(LINE WORKS)を利用し安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)を確認し当会と当町で共有する。
- ・新型コロナウイルス感染症等の国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底、マスク・消毒液等、衛生品の確保を行う。
- ・感染拡大や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発令された場合は、当町における感染症対策本部設置に基づく感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・応急対策実施可となれば、当会と当町の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。

【被害規模の目安と応急対策の内容(判断基準)】

被害規模	被害の状況	応急対応の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	<ul style="list-style-type: none">・安否確認・緊急相談窓口の開設・被害調査・経営課題の把握・復旧・復興計画の策定・復旧復興支援策の活用による支援業務の実施
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。	<ul style="list-style-type: none">・安否確認・緊急相談窓口の開設・被害調査・経営課題の把握・復旧・復興計画の策定
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない	<ul style="list-style-type: none">・特になし

※ 連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと想定する。

- ・本計画により当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

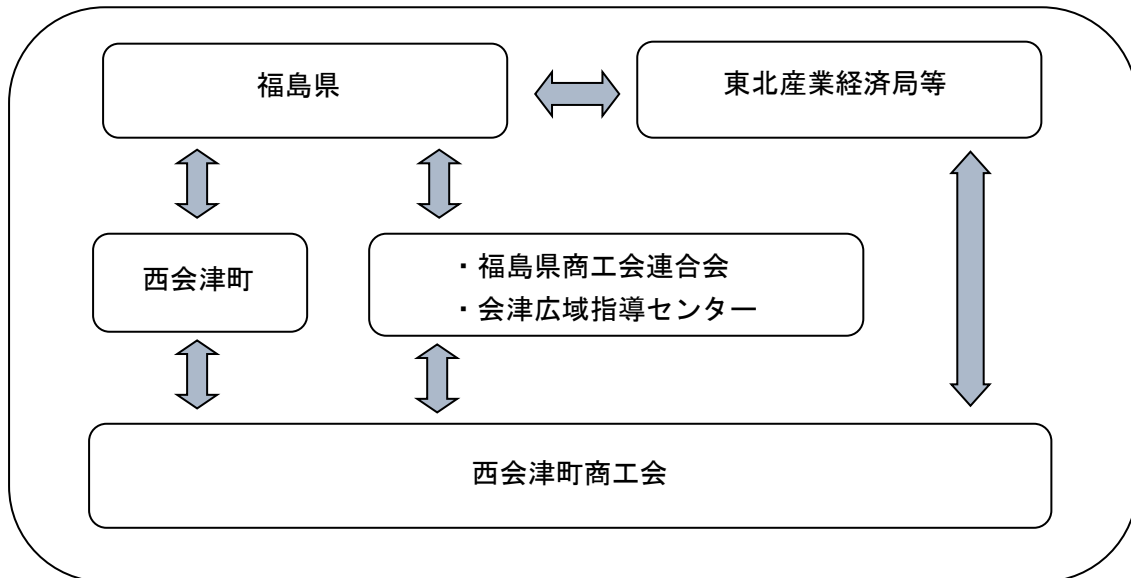
期 間	情報共有を行う間隔
発災後～1週間	1日2回共有（10時・15時）
1週間～1ヶ月	1日1回共有（15時）
1ヶ月以降	週に2回共有（火曜日・木曜日）

- ※ 当町で取りまとめた行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入するなど体制維持に向けた対策を実施する。
- ※ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合には、役割分担を決め、大まかな被害の状況を確認し、3日以内に情報共有する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・被害状況の確認方法や被害額の算定方法について、当会と当町にてあらかじめ確認する。共有した情報は、速やかに福島県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を県の指定した方法で報告する。

【指示命令・連絡体制図】



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設について、西会津町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。また、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な国、県、町等の被災事業者施策について、地区内小規模事業者等へホームページ等により周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を福島県等に相談する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福島県に報告する。

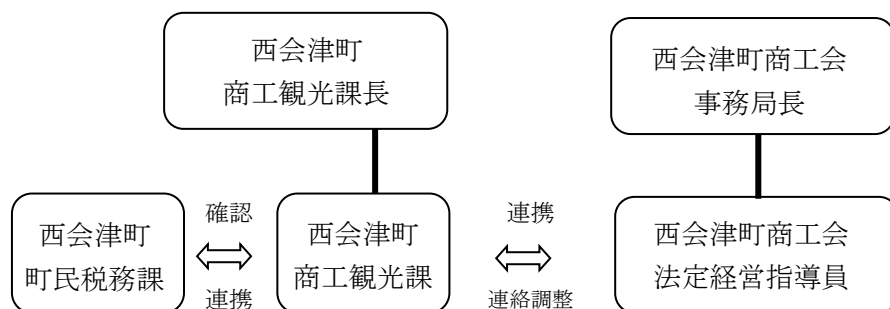
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年12月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

西会津町商工会 経営指導員 岩下 翔 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※ 以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

西会津町商工会

〒969-4406 福島県耶麻郡西会津町野沢字下条乙 1969-26

TEL : 0241-45-3235 / FAX : 0241-45-3617

E-mail : nishisho@nct.ne.jp

②関係市町村

西会津町役場 商工観光課

〒969-4495 福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙 3308 番地

TEL : 0241-45-2213 / FAX : 0241-45-2241

E-mail : syoukou@town.nishiaizu.fukushima.jp

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
① 専門家派遣費用	100	100	100	100	100
② セミナー開催費用	100	100	100	100	100
③ チラシ・パンフレット作製費用	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
県補助金、町補助金、会費収入、手数料収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
① ② ③ ・ ・ ・
連携して事業を実施する者の役割
① ② ③ ・ ・ ・
連携体制図等
① ② ③